

公共施設等除去土壌埋立処分方針

令和 8 年 7 月

奥州市市民環境部生活環境課

1 目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、公共施設等における除染方針に基づき除染した際に発生した除去土壌の埋立処分について、現地を詳細に調査し、実施要領を検討して、適切な処分をすることにより、安全・安心の確保を図る。

2 対象施設

対象とする施設は、次の施設とする。また、この他対象施設が確認された場合は、対象施設として随時追加するものとする。

<対象施設数>

学校教育・保育等施設	59 施設 (うち私立 10 施設)
スポーツ関係施設	13 施設
公園施設	16 施設
地区センター等	20 施設
福祉・医療施設	3 施設
文化・観光関係施設	9 施設
民間施設	4 施設
合 計	124 施設

<除去土壌の埋設箇所数>

学校教育・保育等施設	81 か所 (うち私立 10 か所)
スポーツ関係施設	14 か所
公園施設	16 か所
地区センター等	20 か所
福祉・医療施設	3 か所
文化・観光関係施設	9 か所
民間施設	4 か所
合 計	147 か所

3 埋立処分の基準

公共施設等における除染方針に基づき除染した際に発生した除去土壌を対象とし、埋立処分する際の基準については、放射性物質汚染対処特措法

第 41 条第 1 項の規定に基づき定められた埋立処分の基準（以下埋立処分基準）という。）及び「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて行うものとする。

- ① 除去土壌の飛散・流出の防止
 - ② 埋立処分に伴う生活環境の保全
 - ③ 周囲の囲い及び表示。併せて、埋立場所の施設管理者（所管課）の連絡先（所在地、緊急連絡先等）を記載
 - ④ 埋立処分のための施設設置を行う場合の生活環境の保全
 - ⑤ 敷地境界における空間線量率の測定（モニタリング）
 - ⑥ 記録及び図面の作成と保存
 - ⑦ 開口部の閉鎖（埋立作業を終了する際の措置）。開口部は現場の覆土材を再利用して閉鎖するが土量が不足する場合は、購入土（良質土）を使用。
 - ⑧ 放射性セシウムが溶出する除去土壌を埋立処分する場合の措置
- ※ガイドラインを参考に整理

4 埋立処分の方法

埋設保管場所で除去土壌及び関連容器（遮水シート・大型土のう等）を掘り起こし、関連容器は破砕及び撤去（処分）して、除去土壌を床堀箇所に埋戻し、覆土材（盛土）により開口部を閉鎖する。民地に保管されているものや移設の必要性が生じたものについては、近隣の市有地等の埋設保管場所へ集約して埋立処分とする。

ただし、事前調査の結果等を受けて随時修正していく。

5 埋立処分実施期間

埋立処分作業の実施期間は、令和 8 年 7 月から 10 年間とする。

ただし、進捗状況や不測の事態等により期間内に完了しない場合は、関係者と協議の上、計画を見直し、期間を延長することがある。

6 埋立処分体制

市民環境部生活環境課で調査、検討し、除去土壌埋設地の所管課において、埋立処分を実施する。

区 分	担当内容	備 考
生活環境課	・埋立処分前の調査、実施設計等 ・埋立処分方針の地域への説明 ・埋立処分結果の公表 ・埋立処分後の基準に基づいた維持管理	
施設所管課	・埋立処分前の施設等への説明 ・埋立処分工事の発注 ・埋立処分現場での指示、監督	

7 埋立処分結果の公表

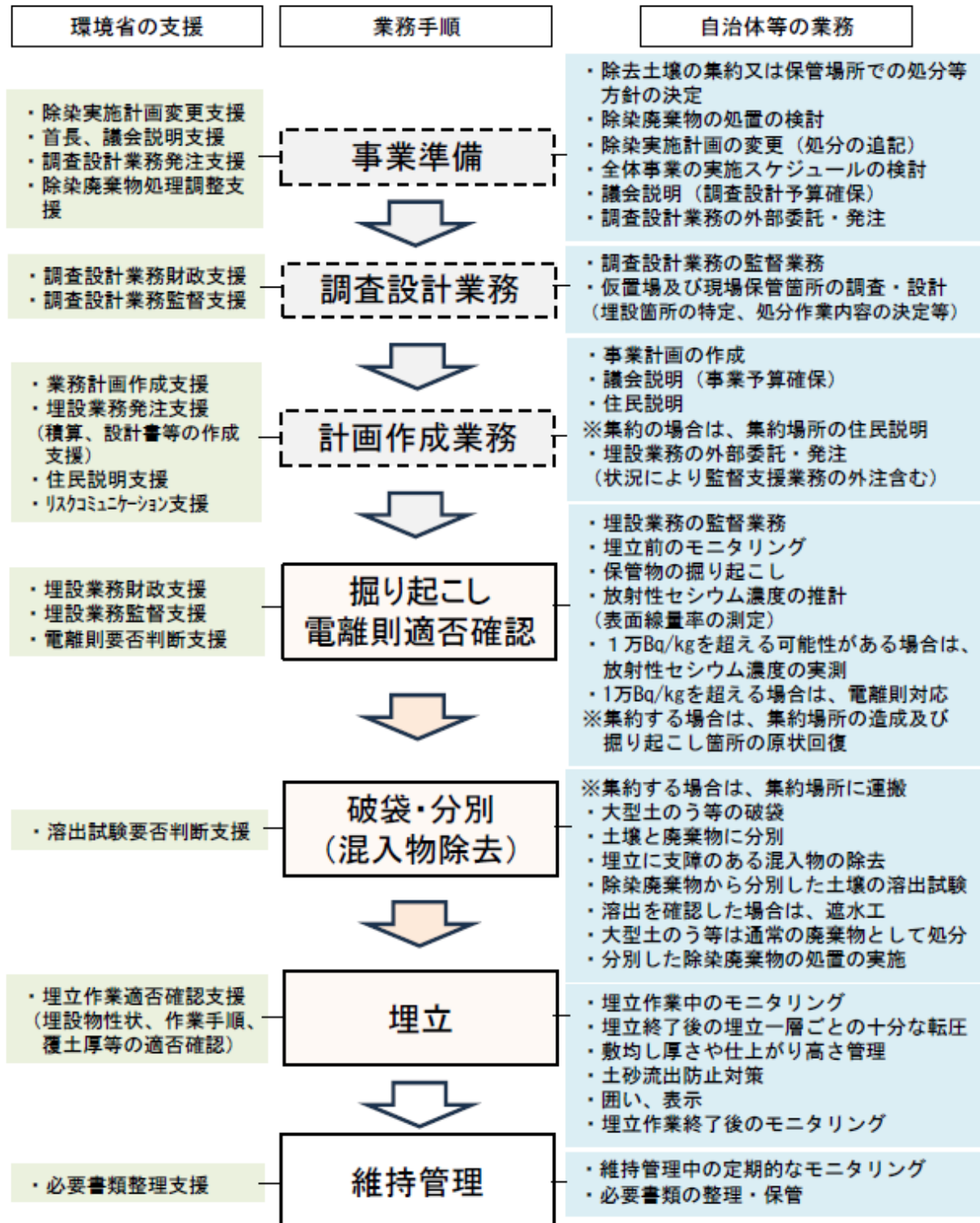
- (1) 埋立処分結果については、生活環境課が公表を行う。
- (2) 市ホームページ、市広報を通じて情報提供を行う。

8 埋立処分費用について

除去土壌の埋立処分費用については、国の放射線量低減対策特別緊急事業費補助金、震災復興特別交付税、及び東京電力㈱への損害賠償請求を活用する。

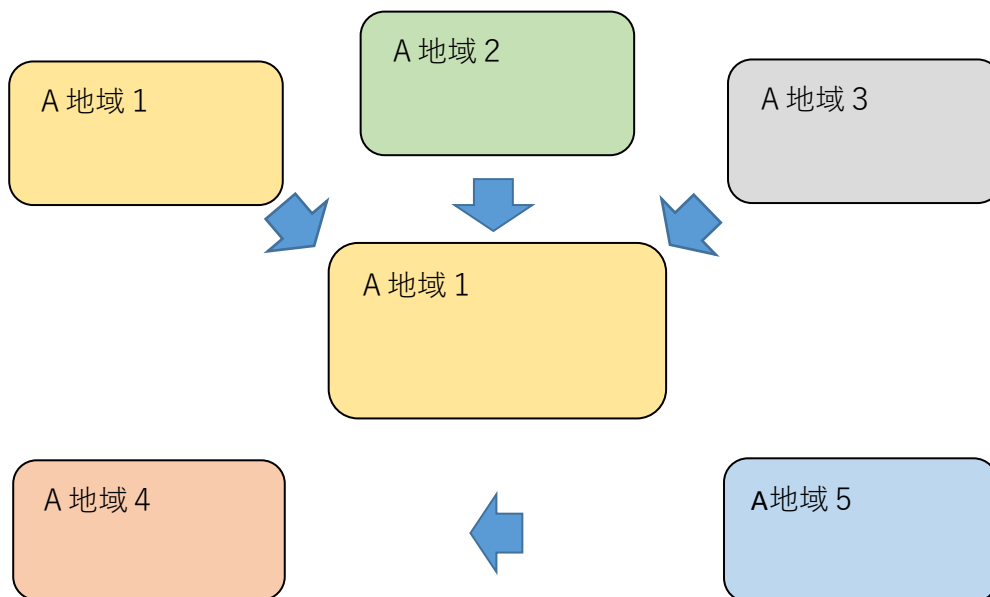
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金対象施設数	115 施設
震災復興特別交付税対象施設数	9 施設
	124 施設 (147 か所)

除去土壌の埋立処分業務手順イメージ(フロー)



<処分パターン>

パターン1 各地域に複数個所へ集約し埋設処分



パターン2 各埋設地にそのまま埋設処分

